

## 株主総会資料の電子提供制度にかかる当社の対応について

2022年9月1日施行の改正会社法により、株主総会資料※の電子提供制度（以下「本制度」といいます）が開始されました。

本制度は、2023年3月1日以降に開催される株主総会にかかる株主総会資料につきまして、当社からご案内するウェブサイトアクセスいただき、インターネットを通じてご覧いただくことを原則としています。例外として、所定の方法によりあらかじめお申出（以下、書面交付請求といいます）をいただいた株主さまに限り、書面で株主総会資料をお送りするものです。

※「株主総会資料」とは、株主総会参考資料、事業報告、監査報告、計算書類及び連結計算書類を指します。

当社としましては、2023年6月に開催予定の第1期定時株主総会にかかる株主総会資料については、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に従来と同様に書面でお送りする予定です。書面交付請求を行っていただく必要はございません。

なお、株主総会資料の内容の一部は、法令及び定款により認められる範囲におきまして、ウェブサイトのみでの開示とさせていただく可能性がございますので、あらかじめご了承ください。

今後の株主総会にかかる株主総会資料の対応につきましては、別途ご案内いたします。